

通学合宿の今、県単位の沿革と概況：先行事例の存在と実践の拡大著しい現況

正平，辰男
福岡県立社会教育総合センター

<https://doi.org/10.15017/9032>

出版情報：生活体験学習研究. 3, pp.45-55, 2003-03-01. 日本生活体験学習学会
バージョン：
権利関係：

通学合宿の今、県単位の沿革と概況

—先行事例の存在と実践の拡大著しい現況—

正 平 辰 男

How the Project “Tūgaku gassyuku (Going to School from Camping Facilities)” Is Carried out Each Prefecture in Japan

Masahira Tatsuo

要旨 冒頭で、国立教育政策研究所社会教育実践研究センターがまとめた平成13年度の通学合宿の実態に関する報告書の要点を紹介し、稿末に同報告書の「通学合宿」実施市町村一覧図を転載して、通学合宿の全国実施状況を俯瞰する。稿の前半では、全国で通学合宿の普及が著しい静岡県、鹿児島県、福岡県、大分県、福井県の6県を取り上げて、現況と沿革の特性を紹介している。後半では、通学合宿というプログラムの特質、子どもに欠けている体験の領域について述べている。合わせて、大人に求められている課題や、行政に求められている発想の転換について筆者の見解を述べている。

1. 平成13年度の通学合宿実態調査がまとまった

平成13年度の通学合宿実態調査がまとまった。「地域における通学合宿活動の実態に関する調査研究」という報告書である(以下、実態調査という)。国立教育政策研究所社会教育実践研究センターが平成13年度社会教育実態調査としてまとめたもので、調査研究委員会(明石要一委員長・千葉大学教授)を設けて調査したものである。調査結果の概要とともに特色のある通学合宿の事例や提言～通学合宿の展望も掲載されている。事例として、福岡県八女市と佐賀県伊万里市などの通学合宿が紹介されている。報告書には調査結果の概要を要約してある。その要点は次の通りである。平成13年度に通学合宿を実施、または実施する予定の市区町村は231であった。本稿末尾に実態調査報告書に掲載されている「通学合宿」実施市区町村一覧図を転載したので参照されたい。2年前の前回調査では154ヶ所であった。①開始年と主催者の調べでは、平成13年度に開始したのが39%で最多であった。主催者は教育委員

会事務局が61%、実行委員会が45%であった。②通学合宿のねらいは、「働くことや協力することの大切さを理解させたかった」が53%で最も多く、地域との関係では、「地域で子どもを育てる機運を醸成したかった」が70%であった。③宿泊場所は、「公民館などの社会教育施設」が47%で最も多く、実施期間は4日以内が35%で最も多く、次いで7日以上が32%であった。④対象学年は小学5年生が90%で最も多く、次いで6年生が89%であった。募集定員は20～29人が33%で最多だった。⑤食事は「自炊」が71%であった。活動プログラムは、「自炊、ふろ・部屋の掃除、洗濯」などの生活に関する活動が中心だった。⑥通学合宿の効果として、子ども達があげた事項は、「新しい友だちができたり、交流が深まった」「働くことや協力することの大切さを理解できるようになった」が8割を超えている。地域では、「子どもと地域の人たちとのあいさつや会話が增えた」「学校と地域社会の連携が深まった」「地域で子どもを育てる機運がでてきた」が過半数を超えている。

連絡・別刷り請求先 (Corresponding author)

福岡県立社会教育総合センター (〒811-2402 福岡県糟屋郡篠栗町金出3350-2)
092-948-0728 (3350-2 Kanaide Sasaguri town, Kasuya-gun, Fukuoka, Japan)

⑦実施していない市町村からの回答では、「通学合宿を知っている」のは6割で、通学合宿を実施しない理由としては、「施設の確保がむずかしい」が52%だった。今回の通学合宿の実態調査で、平成13年度と2年前の11年度の全国的な概況が把握できたことになる。平成14年3月、社会教育実践研究センターが主催して同センターを会場に初めて、「通学合宿全国フォーラム」を実施した。通学合宿の関係者が対面交流を全国規模で初めて体験したのである。このフォーラムの効果は今後時間の経過とともに拡大していくものと期待される。通学合宿の拡大状況は今回の実態調査の結果が示すところであるが、実際の通学合宿の実施数は、本稿各県の現況に書いたことから分るように、調査結果を相当上回るものと推測される。

【参考資料】

- 「通学合宿の全国調査」—その実態と事例 文部省委嘱 生涯学習の促進に関する開発研究 平成12年3月発行 通学合宿研究会(代表・千葉大学教授 明石要一)
- 「地域における通学合宿活動の実態に関する調査研究」平成13年度社会教育実態調査 平成14年3月発行 国立教育政策研究所社会教育実践研究センター

2. 県教育委員会の事業拡大施策と国庫補助事業が通学合宿を広めた

県教育委員会の補助事業や委託事業が契機になって大きく拡大した通学合宿の経過がみとめられる県は、静岡県、鹿児島県、福岡県、宮城県、大分県である。県事業開始の時期は、静岡県を筆頭に列挙の順番通りである。近年は、国の補助事業・委託事業による通学合宿の拡大状況が大きい。平成12年度の国庫補助事業「余裕教室を活用した地域ふれあい交流事業」の活動メニューになったことから急速に拡大してきた。また、平成14年度、福井県は国庫委託事業「子ども放課後・週末活動等支援事業」で県下全市町村の通学合宿事業に取り組んでいる。以下、県教育委員会の補助事業や委託事業の開始の順に、県単位の概況を紹介する。

3. 全国一早く始まった静岡県の通学合宿「仲よし学校」

実態調査によれば、静岡県下の通学合宿は平成11年度が5ヶ所、13年度が6ヶ所となっている。その中に、実施の開始年度が際立って早い市町村がある。土肥町が昭和55年に、清水市が59年に、熱海市が60年に、大井川町と天竜市が62年に通学合宿を開始したとある。取り組みの始まりは全国一早い。平成13年度に始めた松崎町を加えて、現状としては県下で3市3町の通学合宿が実施されている。土肥町と大井川町に電話で照会してみたが、何分にも古いことで資料があるわけではないとのことであった。静岡県教育委員会社会教育課に照会したところ、同課の柴雅彦先生から9頁に及ぶ当時の資料写しを送っていただき、以下のことが分った。

- ① 静岡県教育委員会の事業経過の中で、昭和60年度に初めて、「たくましさを育てる活動事業費補助金」の中の4事業の1に「児童の校外宿泊訓練」が登場する。62年度には、「青少年育成活動モデル事業費補助金」に名称が変更される。平成元年度には、「地域に根ざした青少年育成活動事業費補助金」中の「青少年のたくましさを育てる活動事業」として「仲よし学校開催」「自然生活体験」「青少年自立促進活動」の3事業が実施された。静岡県では通学合宿を指して、昭和60年度から63年度までは「校外宿泊訓練」と呼ばれ、現在は「仲よし学校」と呼ばれている。昭和62年度の実績として「児童の校外宿泊訓練」は、8市11町で32事業が取り組まれた。「『仲よし学校』開催の手引き」B5版100頁が1600部印刷され、各市町村、各小学校、開催団体などに配布された。

② 「児童の校外宿泊訓練」開催状況

	小学校数	市町村数	参加児童数
60年度	43	24	3169
61年度	41	23	2897
62年度	33	31	2320

- ③ 昭和63年2月中に、青少年育成活動モデル地区実践発表会が東部・中部・西部の3地区で約40~60名を集めて、各会場5名の実践発表と研究協議がなされた。事業費総額は61年度・280万円、62年度・180万円、63年度・122万4千円となっている。

- ④ 青少年育成活動モデル事業は、児童の校外宿泊訓練（仲よし学校）のほかに「家族単位のキャンプ大会活動」「三世代交流活動」「自立促進活動」の4事業構成である。

児童の校外宿泊訓練（仲よし学校）の内容は、「地域のPTA・青年団等が主体となって小学校児童を親元から切り離し、縦割り（異学年集団）で、校外宿泊訓練を行いながら通学させ、自立性・社会性・連帯感を養い、たくましい子どもを育てる活動」である。補助率1/2、10万円を限度とし、市町村または団体に補助し、期間は3年間。平成元年度は市町村への補助率は1/3となった。

- ⑤ 昭和62年度の校外宿泊訓練の事業数は32の多きに達した。市町村ごとの数は次の通り。

沼津市1、熱海市4、富士宮市2、伊東市1、松崎町3、西伊豆町1、伊豆長岡町1、清水市2、掛川市1、大井川町1、榛原町1、大東町5、浜岡町1、小笠町2、浜松市1、天竜市2、細江町1、引佐町1、三ヶ日町1

4. 鹿児島県の通学合宿「ふるさと学寮」

実態調査によれば、鹿児島県下の通学合宿は平成11年度が22市町村、13年度が23市町村となっている。全国的にみても福岡県、宮城県に次いで通学合宿が数多く実施されている。鹿児島県の通学合宿は、「ふるさと学寮」と呼ばれている。県教育委員会は平成2年度から4年度までに県単独補助事業として、合わせて34のモデル市町村事業を展開して「ふるさと学寮」の拡大を図った。県教育委員会の補助事業としては、九州地区では最も早い取組みである。全国的にみても静岡県に次ぐ早い時期の事業であった。補助事業の終わった平成5年度に28市町で、6年度に29市町にまで通学合宿の取組みは拡大した。その後も、23市町村で取り組まれて定着している。

① 補助事業の概要

補助事業の概要は次の通りであった。①予算措置～1指定市町村あたりの事業費は、30万円以内とし、10万円を補助する。②県教育委員会の役割～12市町村を指定して実施し、他市町村への波及を図る。「輪読会」資料編集委員の委嘱と資料の作成・配布。③実施の要領～小学校4年生から中学3年生までが対象。青少年

教育施設や公民館等で8泊9日間の共同宿泊生活をしながら学校に通う。これを年2回実施する。「輪読会読本」の掲載内容は次の通りである。郷中教育（○子供の日○山坂達者○郷中の心）、島津日新公「いろは歌」、薩摩兵児謡、薩摩兵児踊、西郷南州訓、為政清明、論語、偶成（少年易老学難成）、題壁（男児立志出郷関）、丹下梅子。輪読会の方法は、指導者や中学生のリードで、全員声をそろえて、何度も読むようにする。早く読んだり、覚えたりする必要はない。漢詩や和歌など、音韻の美しい調子を味わうようにする。

② 「ふるさと学寮」の教育的背景

鹿児島県では江戸時代、青少年教育としての郷中教育が行われてきたが、この精神は明治10年代から「学舎教育」として継承され、学校教育の外で青少年の人間育成のための自主的な教育システムとして機能してきた。郷中教育とは薩摩藩において武士階級の青少年たちが、各郷（方限）を単位として異年齢で切磋琢磨し、心身の鍛錬と学習に取り組んできた鹿児島独特の方法である。明治維新での幕藩体制の崩壊とともに郷中教育も中断されたが、「学舎教育」として復活した。鹿児島県を中心として現在も残っている「学舎」は、学舎連合会に11学舎が加入しており、輪読会等の学習や剣道・柔道の武術、妙円寺詣りなどを行っている。参加者のほとんどは小学生である。

【参考資料】

○平成2年度「ふるさと学寮」 A4版68頁 鹿児島県教育委員会（社会教育課）

○平成10年度 都道府県教育長協議会第2部会第2回研究会議資料—鹿児島県

【学社連携・融合の取組事例】「ふるさと学寮」事業について～郷中教育のよさを生かして～

5. 平成13年度、福岡県内で実施された通学合宿は67事業だった。

福岡県の通学合宿は庄内町立生活体験学校の通学合宿をモデルとして普及・拡大を図ってきた。庄内町の通学合宿は、昭和58年度に始まった「長期（通学）キャンプ」を原型としている。福岡県教育委員会は平成7～9年度の3年間、委託事業として県下6教育事務所に1ヶ所づつモデル事業を展開して全県下への拡大に努めた。この間、委託事業開始前の平成6年度に8事

業だった県内の通学合宿は、平成9年度には24事業に達した。3倍に増えたのである。委託事業の終了後も通学合宿事業は増え続けた。平成13年度の現状は以下のとおりである。

① 実施市町村数

97市町村のうち44市町村 (45%)
 政令市を除く95市町村のうち42市町村 (44%)
 政令市を除く「市」部 22市のうち9市 (40%)
 「町村」部 73町村のうち42町村 (58%)

② 教育事務所ごとの実施市町村数

北筑後 9/14 (64%) 南筑後 10/19 (52%)
 京 築 5/11 (45%) 福 岡 9/20 (45%)
 筑 豊 7/20 (35%) 北九州 2/10 (20%)

③ 教育事務所ごとの実施事業数

事業総数 60事業
 北筑後 9 南筑後 24 (40%) 京築 8
 福 岡 10 筑 豊 7 北九州 2
 政令市 7 (北九州市6、福岡市1)

④ 宿泊数

	2泊	3	4	5	6	7	8泊
福岡	1	3	2		1	2	1
北九							2
北筑	1	1				7	
南筑	2	7	8	5	1	1	
筑豊		1	1			3	2
京築			1	1	2	3	1
計	4	12	12	6	4	16	6

⑤ 宿泊場所

	公民館	社教施設	その他施設	学 校	高齢者家庭	専用施設	キャンプ場
福岡	4	1	2	1	3		
北九			2				
北筑	3	4	3				
南筑	7	9	7	1			
筑豊	2	2				2	1
京築	1	4	3				
計	17	20	17	2	3	2	1

⑥ 風呂の有無

有 34 無 26

⑦ 主催者の別

	教育委員会	実行委員会	P T A	子ども会	学校	社教施設
福岡	4	5		1		
北九	1	1				
北筑	5		1	2		1
南筑	2	7	7	1	6	1
筑豊	4	1		1	1	
京築		8				
計	16	22	8	5	7	1
					学校家庭地域連絡協議会	1

福岡教育事務所管内～ 公民館と実行委員会の共催1、「前原市農業と教育の連携会議」を実行委員会に区分した。

北筑後教育事務所～ 校区育成会とPTAの共催1、教育委員会と実行委員会の共催2

南筑後教育事務所～ 八女市でPTAを主にした実行委員会や共催の方式が多い。

教育委員会とPTAの共催1、学校とPTAの共催1、子ども会と教育委員会の共催1、学校と教育委員会の共催2、教育委員会と中央公民館の共催1、学校家庭地域連絡協議会1

筑豊教育事務所～ 教育委員会と子ども会の共催1、学校1は県立青年の家との連携

⑧ 政令市の通学合宿

北九州市 ①横代公民館(小倉南区) ②吉田公民館(小倉南区) ③枝光公民館(八幡東区・大場谷小学校、山の口小学校) ④大蔵公民館(八幡東区) ⑤上津役公民館(八幡西区) ⑥柄杓田小学校PTA(門司区)

福岡市 ①大原小学校おやじの会(早良区)

【参考資料】

- 平成9年度親子体験学習推進事業報告書「通学合宿」平成10年3月発行 福岡県教育委員会
- 生涯学習・社会教育資料集～平成13年度社会教育主事実践計画に基づく調査研究 福岡県社会教育主事研修会編 「調査のまとめ編」3～5P

6. 大分県の通学合宿は42市町村で、全市町村の72%が実施

- ① 事業名は、「のびのび共同生活体験モデル事業」である。平成12・13年度、大分県教育委員会による2ヶ年間の「委託事業」として取り組まれた。小4～6年生30名を7泊8日通学合宿させる。別に、1泊2日の事前研修と1日の事後研修を課している。
- ② この2年間で通学合宿を実施した市町村は42、市町村の総数は58である。全市町村の72%にあたる実施率である。平成13年度の実施市町村は37、全市町村の64%にあたる。本耶馬溪町は「委託事業」「国庫補助事業」の2事業を実施したので県下の事業総数は38になった。県教委の委託事業数は、平成12年度が17、13年度が22、あわせて39であった。12年度に実施した17市町村のうち12市町村が継続実施した。70%が継続したことになる。
- ③ 大分県下の先行事例としては2事例がある。いずれも平成11年度に開始している。

事例の一つは、大在ライオンズクラブ（大分市）が実施したもので、小1～6年生17名を対象に2泊3日の日程で、横田公民館で宿泊した。他の一つは、香々地町教育委員会（西国東郡）が小4～6年生41名を対象に3泊4日の日程で香々地少年自然の家に宿泊させ実施した事例である。

【参考資料】平成12・13年度 のびのび共同生活体験モデル事業実施報告書 大分県教育委員会発行

7. 宮城県の通学合宿～4年間で17市町村から41市町村に拡大

宮城県教育委員会は平成11年度、県費補助事業として17市町村で通学合宿を開始した。事業名は、「宮城県生活体験宿泊推進事業」である。県内の先行事例として、平成9年度に鹿島台町が、10年度に七ヶ浜町が通学合宿を実施していたが、4年前に全県的な取り組みを開始したものである。この間、初年度のみ県費補助事業として実施し、2年次からは市町村単独事業として実施するという方法で拡大してきた。なかには、古川市や矢本町のように11年度から現在まで単独事業として継続している市町もある。平成12年度には30市町村に拡大し、13年度には36市町村に拡大した。14年度の実施予定の市町村は41に達している。県費補助事業と

して実施されたのは、平成11・12年度が14市町村、13年度が12市町村であった。13年度の県費補助事業では、対象学年の区切りは市町村によって異なるものの、12市町村全体で小学校4～6年生の児童325名が、おおむね一週間の通学合宿に参加した。

【参考資料】宮城県生活体験宿泊推進事業 宮城県教育委員会生涯学習課作成 平成14年度作成

8. 福井県の通学合宿～平成14年度から一挙に35の全市町村で

福井県教育委員会は平成14年度から35の全市町村で、「合宿通学事業（生活基礎体験の充実）」を開始した。合わせて、5ヶ所の青年の家などの県立機関でも通学合宿を開始した。実施に先立って、県教育委員会は市町村に次のような事業概要を示して取り組みを依頼した。事業の目的を、「従来、家庭教育が担うものとされていた『しつけ』等の生活基礎体験を地域における共同生活のなかで体験させ、家庭の教育力を代替補完するとともに、地域で子どもを支援する体制を整える」とした。事業の内容を、「身近な社会教育施設である公民館等で宿泊しながら学校へ通う通学合宿を行うことにより、起床後の寝具整理や洗面から、食事の準備の手伝い、後片付け、清掃等最も基本となる生活体験を行い、児童の基本的な生活体験修得の手助けとする」とした。具体的事項として、①委託先 全市町村（35市町村）②参加者 小学校3～4年生（1地域につき40名）③予算 1市町村20万円（200千円×35市町村＝7,000千円）④期間 4泊5日（月曜日～金曜日、学期中）⑤場所 公民館等 ⑥指導者 10名（班指導8人、全体指導2人、PTA、社会教育関係団体、自治会等より）等々を示すとともに、1日の基本生活スケジュール等を提示した。

平成14年12月初めに作られた「合宿通学事業市町村実施計画一覧」によれば、全市町村で、「対象児童の学年」「合宿期間」その他の事項について、おおむね県教育委員会から示された要領にそって計画されており、年度末には実施結果の概要が集約されるものと思われる。特色のある事例としては、今庄町のように今庄中学校寄宿舎を利用して小学生対象に3回、中学1・2年生を対象に3回、1回20人の規模で6回の通学合宿を計画している所もある。宿泊場所は、青少年教育施

設、公民館、農村施設、山村施設、漁業会館、福祉施設、町内集会所、中学校寄宿舎、お寺等々、市町村ごとに利用可能な施設が多種多様に選定されている。

9. 課題認識と実践の方向性

今後の通学合宿の実践にあたって、課題として何のように認識するか、しないかは実践の質と量に深く影響する。そして、実践を積み上げるには、どんな方向性を持続すべきであろうか。これまでの庄内町における実践の成果や課題を反芻しながら、筆者の課題認識と実践のあるべき方向性についての期待を述べる。

(1) 通学合宿というプログラムの性質

① 通学合宿の教育効果は、「恒常的」であり、キャンプの効果は、「衝撃的」である。

通学合宿というプログラムは子どもの日常生活圏域で行われ、指導に当たる大人もいわゆる地元の大人である。親元を離れるには離れるのだが、たまらないほど嫌なら脱落して帰宅することもできる。いわば、程度の軽い親離れである。プログラムの中には家庭でも実践できるようなことが少なくない。キャンプは通常的生活圏域を離れることが多く、指導する大人も専門家が関与することが多い。泣いても叫んでも自宅へ帰ること叶わぬ場面が多いという場合も少なくない。プログラムも家庭で普段実践できるようなこととは、程遠いことが少なくない。通学合宿には、「日常性」という言葉があてはまるプログラムであり、キャンプは「非日常性」という言葉があてはまるプログラムである。両者には明らかな違いがあり、効果の面で同じようなことを期待するのは的外れである。また、通学合宿かキャンプかではなく、子どもには通学合宿もキャンプもいずれも必要な体験である。強いて言えば、通学合宿で体験をよく積んだ子どもは、キャンプも積極的に楽しんで参加できるようになる、その確率が高くなるといえるだろう。通学合宿の効果はキャンプから帰ってきた我が子が急激な変わりようを見せたというような衝撃的なものではなく、緩慢に少しずつ変わっていくという、恒常的とでもいえるべき効果が見受けられる。

② 通学合宿の実践は地域の人々の人間関係の回復に貢献する。

通学合宿というプログラムは、日常生活の延長線上

にあるといってもいいような内容で構成される。いわば、生活そのものであって、誰にでもできることを子どもが集団で実行するといった内容である。「集団で」という場面は学校の風景に近いが、やることが学校とはまるで違う。学校に比べれば、「頭」で考えたり覚えたりする場面は少ない。重視してもいない。それよりも、実際に自分の体で示す、行動で現すことが求められ、重視される。普段の暮らしと大して変わらぬことを子どもに伝えていくというプログラムだから、地域の大人が参加しやすい。少なくとも、キャンプに比べれば地域の大人の登場場面は容易に、それも大量に創り出すことが可能なプログラムである。こういうプログラムだから、やってみれば地域の大人の中に、それまでは存在しなかった人と人との絆が生まれるのである。通学合宿は地域の大人同士の人間関係を構築し、大きく育てていけるという大きな特性をもっている。この地域の人間関係の回復こそが、地域ぐるみの子育ての「培養池」を作る営みなのである。この点の重要性を軽く見て通学合宿の回数の多さや日程の長さを誇ってみても、その底は浅いといわねばならない。勿論、大学生や青年たちの参加・支援も結構なことである。それは大学生や青年たちが、間もなく親になる準備体験として貴重な意味がある。しかし、そのことと、地域の保護者を含めて大人たちが自らの持てる力を、ありったけ絞り出して地域ぐるみの子育てを実践できるかどうかは、別の次元の課題である。

③ 通学合宿を行政の主催事業として永続する必要はない。

通学合宿は、「日常性」という言葉があてはまるプログラムだから、やる気のある大人が2～3人も集まれば実行集団の核はできたようなものである。行政が主催事業として通学合宿を実施するケースとしては、最初にモデル事業として通学合宿の一例を地域に示すところに意義がある。モデルを示した後は、保護者と地域のボランティアが半分以上を支える方式と実質が醸成されるような見通しがなければ、行政の直営事業として永続する必要はない。志のある少数の大人とやる気をもって参加してくる子ども、これらがひとかたまりになって通学合宿を継続する。行政は継続される通学合宿の後ろ盾になって、保険のこと、場所の確保のこと、ボランティアの拡大の手立て、成果の広報宣伝な

どに「黒子」になって支援する役割を果たす。この点では佐賀県伊万里市内に展開している主催者の異なる、さまざまな通学合宿の形態が大変参考になる。「やり方」は多様なほど良い。違う方式と内容が互いに影響しあって、深みと面白みにあふれた通学合宿が誕生するのである。

(2) 子どもたちに著しい欠損が目につく領域・事柄は何か。

第1に、「働く・生産する」ことを殆ど教えられていない。第2に、「してはならないこと」をきびしく教えられていない。第3に、他人とともに暮らす喜びと苦しみを体験していない。この3つの体験領域は子どもが独り立ちするためには必須のものだと考えるが、欠損の度合いは深刻なものがある。

(3) 大人に欠けている認識と努力すべきことがらは何か

- ① 子どもの体験活動の問題点は、活動自体が「まるごとの体験」として仕組まれていない点である。子どもが喜んだり興奮したりするであろうと思える部分だけを切り取って体験させようとする傾向が強い。つまり、前準備も後片付けも大人がやってのけて、一番面白そうなところに子どもを登場させようとする傾向である。前準備も後片付けも子どもにさせると時間がかかり過ぎるといふ、大人たちの時間的な都合が優先している場合がある。または、危険な場面を極力回避しようと「安全配慮」が優先して、大人がやってのける部分が極めて多いプログラムもしばしば見られる。このような「段取り付きの体験活動」は、子どもに力を付けるという観点からは殆ど有効なものにはならない。
- ② 子どもはやったことのないことはできない。教わったことのないことは分らないという単純明快な事実を、保護者も行政職員も含めて多くの大人は忘れていて、大人がつとめて断片的でない、「まるごとの体験」を仕組み、気をつけて「連続性」「循環性」のあるプログラムを準備することが必要である。そんな場面に子どもを立たせて自力で最後までやり遂げ、達成感を実感できる体験をくぐらせてやることが求められている。
- ③ 子どもの体験の欠損は深刻極まりない状況にもかかわらず、改善の手立ては貧弱である。今、子ども

に提供されているプログラムは薬でいえば新薬の試供品程度、お化粧品でいえば「お試しセット」のレベルである。試供品で病気は治らないこと、お試しセットで年中お化粧品はできないこと、理の当然である。子どもに提供されているプログラムは、質量ともに圧倒的に貧弱な現状にある。効果を問うほどの質も量も提供されてはいないのである。この点において、福岡県庄内町の生活体験学校における通学合宿は、昭和63年から現在まで6泊7日、年間20回の回数・量を実践してきたという一点において傑出した取組みである。庄内町の生活体験学校には、年間20回という回数をこなしてきた者にだけ見える知見が蓄積されているのである。

(4) 発想の転換～特に行政に求められることは何か

- ① 行政が独力で提供できるプログラムの量には限界がある。

それを圧倒的に増やそうとすれば、企画の段階から行政と市民が一体になって取り組むほかに方法はない。行政の計画したものには市民を動員して実行しようなどという手法は効果をあげられない。継続するなどは、さらに覚束ない。ボランティアは行政の手薄な部分を補ってくれるような重宝な存在でもなければ、タダで働いてくれる行政にとって結構な存在でもない。対等なパートナーなのである。

- ② 大人と子どもの境界を低くする発想と手法が求められている。

例えば、長崎市内の公民館の取組みがある。市内の公民館で、平成13年度、子ども対象の134講座を開設した(14年度は250講座を予定)。長崎市中央公民館では、平成13年度に16講座を開講し、延べ682名の参加があった。14年度は長期休業期間を除く毎週土曜日に開講し、年間36回を予定している。内容は、「絵本の読み聞かせ」「韓国の言葉や遊び」「長崎ぶらぶら節を踊ろう」「人権を考える映画会」「ちぎり絵」などである。いつ頃から公民館は大人の占有状態に疑問を抱かなくなったのであろうか。長崎市内の公民館活動は大人の学習活動に無理なく子どもを迎え入れる企画をたて、地道に年月をかけながら、「子どもにとって、なくてはならない公民館」を創りだしてきたのである。ここには、大人と子どもの間に壁を作らない「柔らかか頭」の発想が存在する。長崎市の公民館が、既存の公民館を子どもの

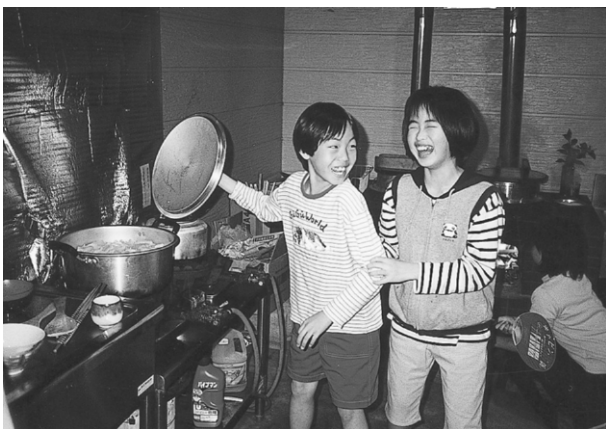
ための公民館に再生させたとすれば、庄内町生活体験学校は、既存の公民館の外に子どものための公民館を新設したといえることができる。

③ 男性高齢者の参画を拡大する施策が求められる。

女性は男性にとって、地域で活躍しているボランティアの先達である。ボランティア活動の今は、その多くを女性によって支えられている。したがって、その分野も、方法も、舞台装置も女性にとって心地よいものであっても、男性にとっては必ずしも居心地のよいものとは限らない。さりとて、男性自身が「男向き」の分野、方法、舞台装置を自ら開発しようとしているかという、そうでもない。しかし、高齢者の半分近くをしめる男性が、「能力が無い」とか、「劣る」とかいうわけでは毛頭ない。電気のコンセントに例えれば、男は女に比べて複雑なジャックを持っているといえようか。ピタッと合えば強力な電気が通るが、どこのコンセントにでも合うというわけにはいかない。電気が通らなければ仕事は始まらないのである。男には地域で必要とされる活動を発見し、工夫し、実行するという経験が、浅きに過ぎる未熟さがある。しかし、時代は男性の地域貢献を求めないですませるほど余力を残していない。男性高齢者こそ、時代の「眠れる獅子」である。この力を発見し、調整し、現実の地域課題に立ち向かせるに有効な行政施策は喫緊の課題である。

④ 青年教育に予算は措置されてきたか？

社会教育行政の予算の中で青年のための予算はどのように編成・執行されてきたのであろうか。市町村によっては限りなくゼロに近い予算額しか措置してこなかったところもあろう。近年、成人式が参加した青年の輩行によって醜態のきわみにいたったことがマスコミで派手に報道された。世間の注目を浴びたのである。



夕食作り・毎晩お釜でご飯を炊く

しかし、社会教育の関係者は10年、いやそれ以上前から、現代の青年たちが今の成人式のような儀式に参加して襟度を保つことなど、無いものねだりに等しいことを、とっくの昔に知っていた。例えば、成人式の記念講演なるものを誰も引き受けてくれないことを職員が一番よく知っていた。聴いてくれない青年に講演をしてくれなど、出来そうもないことを頼まねばならなかった職員は、今の青年教育の失敗を熟知していたというべきであろう。ではなぜ、今更の成人式騒動なのか。騒動を起こす青年が出席しない成人式と出席してくれる成人式が二通り挙行されて、誰の目にも現代の青年教育の結果が分るようになっただけのことである。問われるべき課題の一つに、これまで社会教育における青年教育は何をどう取り組んできたのか、こなかったのかが、すっぱり抜け落ちていては、「なにを今更」の観が深くて堪らないマスコミ報道を笑えないのではないか。ここでもまた、「効果を問うほどの質も量も提供されてはこなかった」と書かざるを得ない。

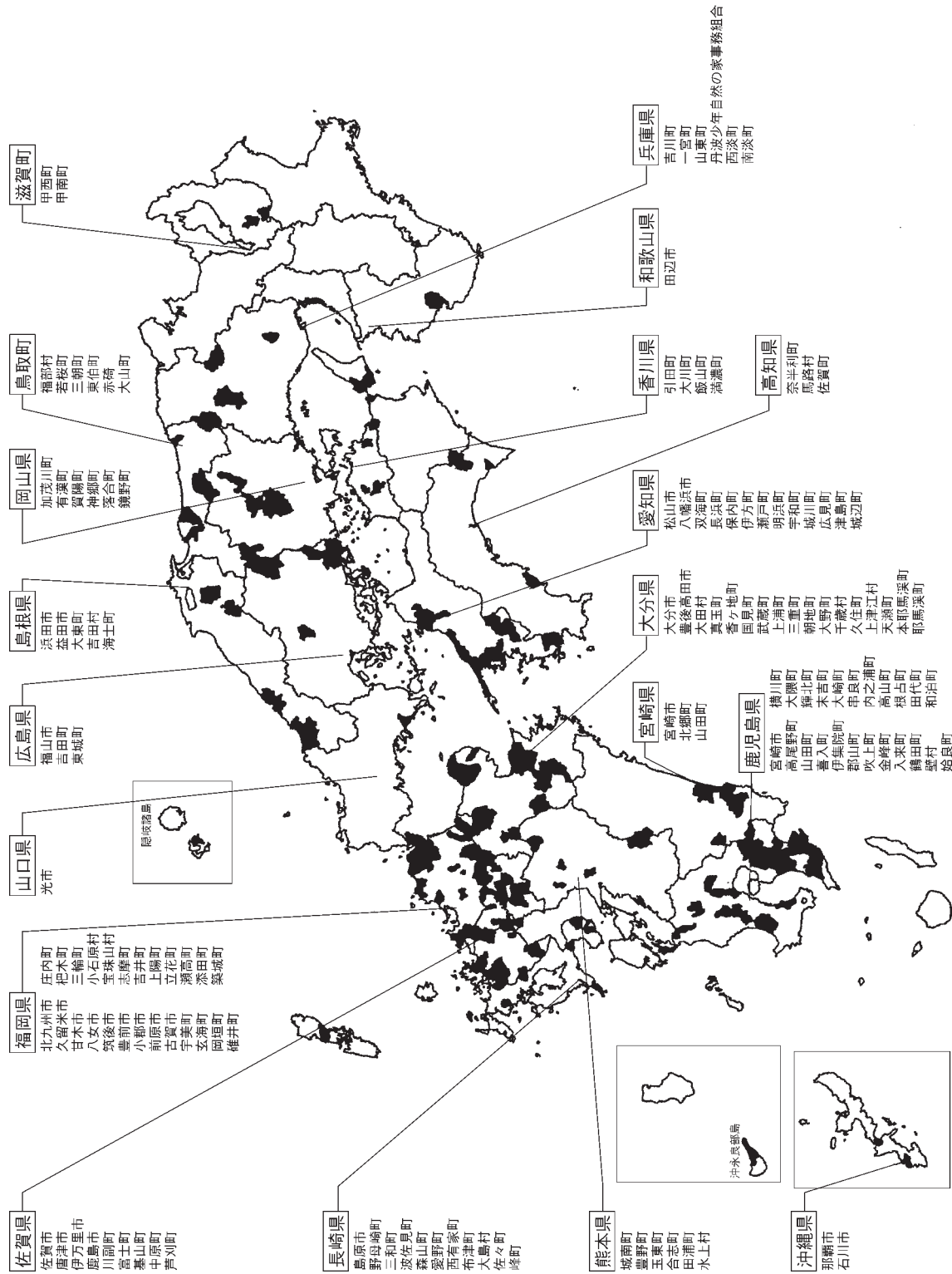
⑤ 子どもが難度の高い体験活動を嫌っているのではない。

子どもは決して「楽しいことだけ」を体験したがっているわけではない。むしろ、苦しかったけれども楽しかったと言えるような活動を望んでいる。日程にしても、短い日程のプログラムだけを喜んでいるわけではない。子どもが求めている、あるいは今、子どもにくぐらせる必要のあるプログラムを、大人の怠慢と逃げ腰で子どもに提供できないでいるというのが現状である。この現状認識にたつて、行政が現行の事業、組織、予算を抜本的に改善・改革することが求められている。

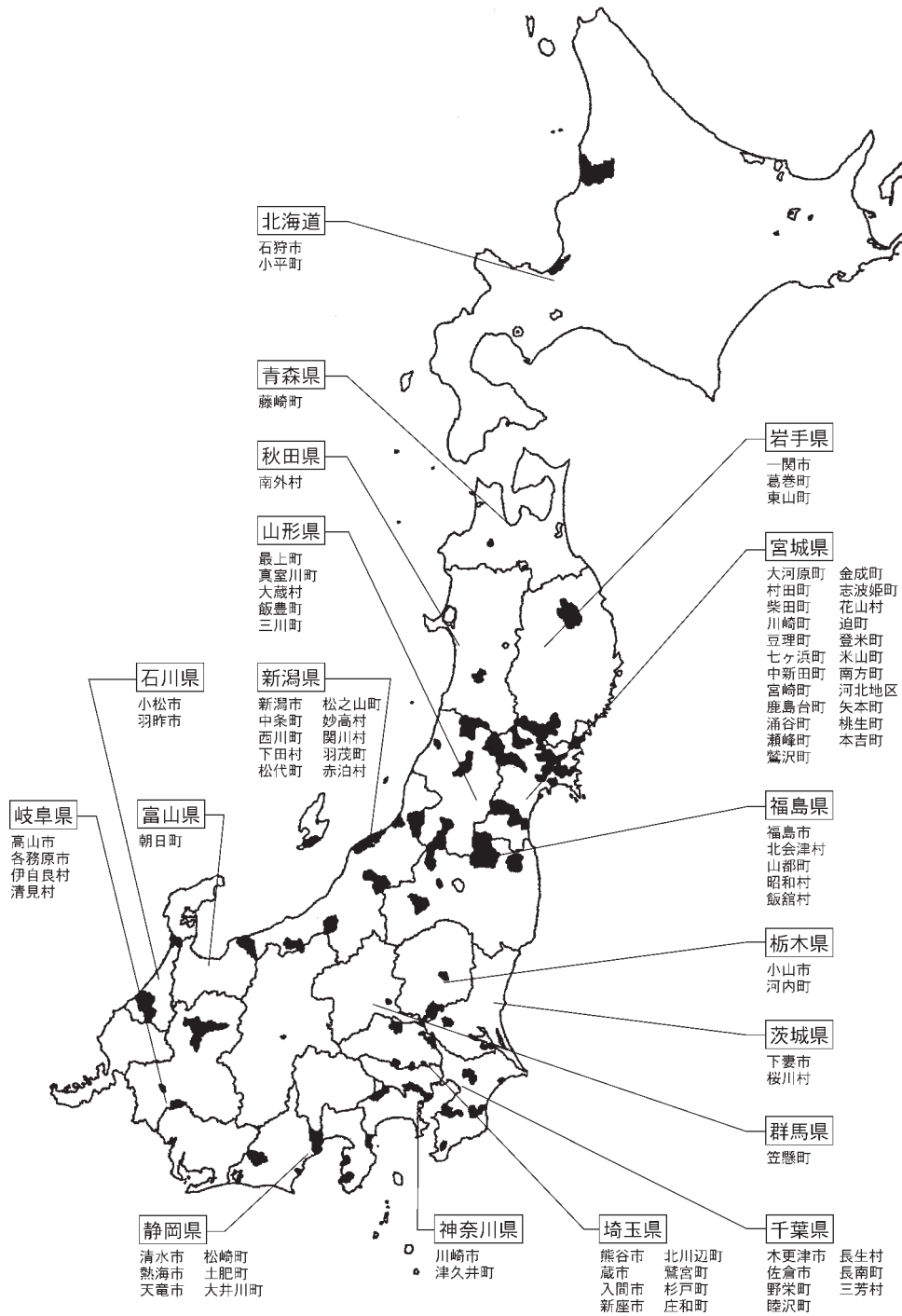


収穫の後、畑をたがやす

6.3 「通学合宿」実施市区町村一覧図



6.3. 「通学合宿」実施市区町村一覧図2



2 本調査で回収した市区町村のうち、「問2. 通学合宿の実施状況」に対して「1. 通学合宿を実施している」という回答のあった231市区町村を示した。



秋、3,000粒のドングリを植えた



冬、暖炉に薪を入れて暖をとる



夕食作り～ブタ肉を切る



暑い季節になると定番のソーメン流し